

ご存じでしたか？

事業主の責務と義務について

(労働施策総合推進法)

すべての事業主は、事業縮小や事業所閉鎖により早期退職募集や解雇を行う場合には、労働施策総合推進法において、離職を余儀なくされる従業員の再就職の援助を行うことが**事業主の責務**として定められています。さらに、離職する従業員が30人以上の場合は、再就職援助計画を作成し、届け出る**義務**があります。

条文説明

【労働施策総合推進法6条】

(事業主の責務)

事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならない。

【労働施策総合推進法24条】

(再就職援助計画の作成等)

30人以上の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等の場合

⇒事業主は「再就職援助計画」を作成し、ハローワークに提出しなければならない (**義務規定**)

※30人未満の場合にも再就職援助計画の作成を奨励

参考) 義務規定としては上記以外にも複数の規定がありますので、詳細は条文をご参照ください。

離職者の発生が見込まれる際には下記までご連絡下さい!!
無料で従業員の再就職のお手伝いをいたします。

 公益財団法人 産業雇用安定センター (ジョブ産雇) 徳島事務所

〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル5階

TEL : 088-626-9511 FAX : 088-626-9512

